

＜本運用要領の目的＞

この「技能実習制度運用要領」は、平成 28 年 11 月 28 日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」又は「法」という。)が公布され、技能実習制度が大きく改正されたことに伴い、技能実習制度の運営に必要な法律・規則(法務省・厚生労働省令)等の解釈を示すとともに、用語の解説や制度運用上の留意事項を明らかにするものです。

これにより、関係者(法務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構、監理団体、実習実施者、技能実習生等)が共通の認識を持ち、制度の円滑な運用が図られることを期待しております。

なお、本運用要領のほか、外国人技能実習機構のホームページにおいて、技能実習制度の改正(運用の取り扱いの変更を含む)や新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた留意点等の情報を随時掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願い致します(<https://www.otit.go.jp/>:外国人技能実習機構)。

第1章 技能実習制度の趣旨

技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、その開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度であり、これまでは「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)とその省令を根拠法令として実施されてきたものですが、平成28年の技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。

ただし、制度の趣旨は以前と変わりがなく、その趣旨をより徹底するために、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」(法第3条第2項)と明記されています。なお、技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働関係法令の適用を受け、保護されています。